

第20回軽米町議会定例会

平成29年12月 8日(金)

午前10時00分 開議

議事日程

日程第1 一般質問

7番 茶屋 隆 君

12番 古館 機智男 君

○出席議員（14名）

1 番	中 里 宜 博 君	2 番	中 村 正 志 君
3 番	田 村 せ つ 君	4 番	川 原 木 芳 蔵 君
5 番	上 山 勝 志 君	6 番	館 坂 久 人 君
7 番	茶 屋 隆 君	8 番	大 村 税 君
9 番	松 浦 満 雄 君	10 番	本 田 秀 一 君
11 番	細 谷 地 多 門 君	12 番	古 館 機 智 男 君
13 番	山 本 幸 男 君	14 番	松 浦 求 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 本 賢 一 君
副 町 長	藤 川 敏 彦 君
教 育 長	菅 波 俊 美 君
総 務 課 長	吉 岡 靖 君
税 務 会 計 課 長	小 笠 原 亨 君
町 民 生 活 課 長	川 島 康 夫 君
健 康 福 祉 課 長	於 本 一 則 君
産 業 振 興 課 長	高 田 和 己 君
地 域 整 備 課 長	川 原 木 純 二 君
監 査 委 員	竹 下 光 雄 君
教 育 次 長	佐 々 木 久 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 田 和 己 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	吉 岡 靖 君
健 康 ふ れ あ い セ ン タ ー 所 長	堀 米 豊 樹 君
水 道 事 業 所 長	川 原 木 純 二 君
再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 推 進 室 長	平 俊 彦 君
総 務 課 担 当 主 幹	梅 木 勝 彦 君
税 務 会 計 課 担 当 主 幹	戸 田 沢 光 彦 君
町 民 生 活 課 担 当 主 幹	福 田 浩 司 君
健 康 福 祉 課 担 当 主 幹	坂 下 浩 志 君
健 康 福 祉 課 担 当 主 幹	大 西 昇 君
産 業 振 興 課 担 当 主 幹	小 林 浩 君
産 業 振 興 課 担 当 主 幹	松 山 篤 君

地域整備課担当主幹
教育委員会事務局担当主幹

江刺家 雅 弘 君
大清水 一 敬 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 長 補 佐
議 会 事 務 局 主 査

佐 藤 暢 芳 君
小 林 千 鶴 子 君
鶴 飼 義 信 君

◎開議の宣告

- 議長（松浦 求君） おはようございます。ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

- 議長（松浦 求君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。
本日の一般質問は、通告順によって7番、茶屋隆君、12番、古舘機智男君の2人とします。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎一般質問

- 議長（松浦 求君） これより本日の議事日程に入ります。
日程第1、一般質問を行います。
質問通告に基づき、発言を許します。
-

◇7番 茶屋 隆 議員

- 議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

- 7番（茶屋 隆君） おはようございます。それでは、通告しておきました3点についてお伺いします。

まず最初に、ふるさと納税について3点お伺いします。1点目、軽米町のふるさと納税の納税額は、平成20年度は50万円だったものが平成28年度は1,300万円と26倍にもふえており、大変よい状況になってきています。平成29年度の納税状況と今後の見通しはどうか。

2点目、ふるさと納税の募集や受け入れ等に伴う費用は、平成28年度は170万9,979円、平成29年度は675万8,000円と約4倍にふえているわけですが、何か新しい取り組みをされているのか、具体的に内容をお知らせください。

3点目、企業版ふるさと納税の取り組みは、いち早く地方創生に係る事業も認可され、企業版ふるさと納税の認定事業として多目的複合施設かるまい交流駅（仮称）の整備事業と閉校した町立笹渡小中学校の校舎を利用し、室内で野菜を栽培する植

物工場の整備事業の計画が進められているわけですが、今後新規の事業を誘致するための具体的な取り組みをされているのかお伺いします。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員のふるさと納税についての質問にお答えいたします。

ふるさと納税は、地方で生まれ育ち、都市部で生活していても地方に税を還元できる仕組みとして、平成20年の税制改革によって導入が開始されました。軽米町におきましても同年に条例を制定し、取り組んできたところでございます。導入当初の平成20年度は茶屋議員のお話のとおり50万円でしたが、昨年度は1,300万円、平成29年12月7日までの実績は900万円となっており、平成29年度末の見込みといたしましては昨年度並みを目標としているところでございます。

ふるさと納税の募集や受け入れに伴う経費につきましては、ふるさと納税サイトの運用にかかわる委託料分の経費が増加となったものでございます。ふるさと納税サイトの活用につきましては、以前から議員の皆様からもご提案をいただいた経緯もあり、本年7月から株式会社さとふると契約いたしまして、運用開始したところでございます。本年度の経費の内訳でございますが、ふるさと納税にかかわる返礼品として400万円、お礼品配送料84万円、株式会社さとふるの委託料として191万7,000円の予算となったところでございます。

企業版ふるさと納税を活用した新規事業者を誘致するための取り組みについてですが、茶屋議員もご案内のとおり、昨年度わ・かるまい雇用創出プロジェクトとわ・かるまい地域ぐるみいきいき子育て支援プロジェクトの2つの地域再生計画を国に対して昨年9月に申請し、いずれも昨年11月25日付で認定をいただき、事業に賛同いただける企業からの企業版ふるさと納税の募集が可能となったものでございます。わ・かるまい雇用創出プロジェクトにつきましては、廃校舎を活用した植物生産施設等の整備を掲げ、わ・かるまい地域ぐるみいきいき子育て支援プロジェクトにおきましては、かるまい交流駅（仮称）の建設を掲げているところでございます。新規の企業誘致としての取り組みにつきましては、企業版ふるさと納税を活用した事業ではありませんが、現在大規模園芸施設の誘致を進めており、先ごろ栃木県の事業者が本町におけるトマトパークの設備を進める見通しとなったところであります。現在設置に向けて事業用地を初め、事業費等について事業者と具体的な協議を進める一方、事業実施にかかわる補助事業導入のための関係省庁及び県との協議を進めているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

○7番（茶屋 隆君） それでは、再質問いたします。

私はふるさと納税に関しましては過去2回ほど一般質問をし、その都度改善点を提言してまいりました。その中でお礼品については特産品を中心に、品ぞろえは以前よりはよくなってきているなと思っておりますけれども、もう少し高級な返礼品があればもっといいと思います。

寄附金の活用についての5事業は、いまだ漠然とし過ぎて、何をやるのかわかりづらく、もう少し具体的にわかりやすい事業名にしてはいかがでしょうか。

ふるさと納税サイトふるさとチョイスは利用されていないで、今の町長の説明ではさとふるというのを利用されているということですが、どのように違うのか。

また、寄附をいただいたお金は軽米町ふるさと支援基金に積み立てし、今後のまちづくり事業に活用されるということですが、今まで集まった寄附金はいつ、どのような事業に使われたのか。まだ使われていないのであれば、これから先どのような事業に使っていくのかお伺いします。

最近のふるさと納税のリピーターは二分化していると言われております。1つは返礼品に魅力を感じる人、1つは寄附金が何に使われるか、その事業に賛同する人だそうです。これからはそれぞれに対応が必要になるのではないのでしょうか。例えば先月の管外視察研修先の沖縄県今帰仁村では、観光協会が役場からの受託事業を始め、1年経過し、約6,000件で1億6,000万円の寄附があったそうです。その中で返礼品はマンゴーに限り、4,000件あったということです。マンゴーは地元の特産品であり、マンゴーは人気が高いようです。軽米町でも今エゴマ油が全国的にブームでもありますので、返礼品にエゴマ油をもう少しうまくPRし、有効に使えばいいと思いますが、いかがでしょうか。

寄附金を使う具体的な事業としては、今帰仁村では平成27年度は村立図書館エアコン設置工事、今帰仁村営葬祭場修繕費等10事業、平成28年度はすこやか子育て支援金事業、村立図書館図書購入事業、小学校・中学校外国人講師配置事業、花いっぱい運動補助事業と、具体的に事業名と写真入りで30事業をやられたということです。また、姉妹町の音更町ではふるさと介護福祉士育成支援事業をやり、介護福祉士の人材育成と確保に努めているということです。このような事業を参考にし、これから建設される火葬場、いちい荘、交流駅等に対する具体的な事業名を考えて、ふるさと納税として寄附を募集されてはいかがでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） ご提言、大変ありがとうございました。後で細かい説明は課長のほうからさせたいと思いますが、特にふるさと納税に関しましては返礼品も大事な要点だということは十分認識しております。今A4等級以上の牛肉とか、あと一番返礼品で皆さんの希望が多いのが東北限定サッポロビール等あります。それからまた、今後も果樹とかさまざま雑穀製品、エゴマ、これはもう既にやっておりますけれども、いろいろふやしながら、ふるさと納税にも力を入れてまいりたいというふうに思っております。あとは課長のほうから説明させたいと思います。

○議長（松浦 求君） 総務課長、吉岡靖君。

〔総務課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課長（吉岡 靖君） 茶屋議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、使途でございますが、当方募集に係って今やっているといえますか、ホームページ等で公表しているのは、茶屋議員おっしゃるとおり漠然とした5つのテーマの事業にというふうなことでご案内申し上げているところでございます。平成27年度末までのふるさと支援基金の積立額というのが非常に少額でありまして、実際の事業には充当をすることなく積み立ててきておりました。昨年度1,300万円ほどいただきまして、合計で1,800万円の基金となったわけでございます。そういうこともありまして、本年度につきましては積立金のうちの半分、900万円を実際に事業のほうに充当するというところで予算を編成しているところでございます。当方の主な内容といたしましては、交通安全啓発用備品の購入、あとは花いっぱい運動推進費、あとふれあい共食事業の実施に係る経費、あとはピヨピヨ広場の開設、乳幼児、妊産婦健診に関する経費、生ごみ処理事業に関する経費、学力向上推進事業に係る経費、これらに対する予算に対して満額ではございませんが、その事業を見ながら配分しているわけでございます。こういった使途につきましては、当方におきましても実際にどういうふうな使われ方をしているというのは寄附者の方々にも公表していくべきだと思いますので、本年度、ちょっと時期についてはまだ未定ですが、具体的にこういうふうに使わせていただきましたというふうな報告と、あと例えばふれあい共食事業の利用者の方々等の声を添えてホームページ等で公開できればいいなというふうに考えております。

なお、本年度積立金の半分としたのは、安定的に使用させていただきたいというふうなことでございます。昨年度1,300万円いただいたわけなのですが、それまでの状況を見ますと必ずしも大きな寄附をいただけるという見込みがなかったものですから、そういうふうなことにしたのでございますが、今年度さとふるのほうに委託しましたところ、やはりかなり大きな金額をいただける状況になりましたので、その使い方についてはまた再度検討したいと思っております。

あと、ふるさと納税サイトの選定の方法なのですが、大きなふるさと納税

サイトといえば茶屋議員もおっしゃいましたふるさとチョイス、あとさとふる、楽天の3つが一般的なところであろうかと思いますが、ふるさとチョイスはご承知のとおり国内で最も多くの団体が利用し、会員も最も多く登録しているところです。ただ、余りにも加入団体が多過ぎて、その中で軽米、自分の町のお礼品を見ていただくには、通常のベース的なふるさと市の利用料に加えて、かなりの広告の経費とか、あとはお礼品の企画等、これが加入の団体でかなりの労力を要するというのがございました。実際にふるさとチョイスの中ではなかなか見てももらえないというふうなことで、さとふるとか楽天のほうに乗りかえる自治体も出てきております。

さとふるにつきましては、そういったところ、お礼品の企画の支援もいただけますし、あと寄附金の支払いの方法なのですが、クレジット決済のほか、コンビニ支払い納付、あとはペイジーという、ちょっとなかなか難しい納付の方法なのですが、それに加え、ソフトバンクとドコモのスマートフォンを使った支払い決済もできるというふうなことが別個の契約ではなくて、一括してできると、そういう利便性が高いこと。あとは、配送に当たって事業者が余り手間暇をかけることが少ないということが挙げられました。

楽天についてもなかなか人気の高いサイトではございますけれども、今は禁止になったかもしれませんが、ポイント制度とかいうのもあったのですけれども、委託料のほかにそういったポイントをふやした分は自治体が負担をするとか、あとは発注に当たって事業者が行わなければならない手続というのはかなりございまして、そういったことを総合的に判断しまして、さとふるにさせていただいたところでございます。

あと、町長のほうからも答弁がありましたけれども、お礼品につきましても今現在特産品を中心に組み立てておりますけれども、いろいろ幅を広げ、全国の皆さんに受け入れていただくように努めたいと思いますし、あわせて用途も今は実績に基づいてお知らせしようと思っておりましたけれども、予算措置の段階でやるとか、いろいろ工夫しながらやってまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

○7番（茶屋 隆君） ふるさと納税のお礼品については、今全国的にブームのエゴマ油を有効に利用すべきだと思います。また、かるまいブランド認証商品も活用すべきではないでしょうか。以前から申し上げておりました軽米牛をブランド化して使えば非常にいいと思います。株式会社軽米町産業開発、商工会、生産者等で真剣に取り組んでみてはいかがでしょうか。

寄附金の活用についても、もう少し具体的に、前にも提言しましたが、例えば1

つ、チューリップ、芝桜の景観づくり整備事業、1つ、子育て支援日本一のまちづくり事業として子供を1人産んだら100万円を祝金として出すとか、1つ、軽米のワイン、ジュースのサルナシの苗木畑の整備事業、1つ、空き家対策リフォーム事業、1つ、閉校になった小中学校を宿泊施設に改善する事業などもいいのではないのでしょうか。そこにはお風呂もあり、そしてペットも一緒に宿泊でき、ドッグランもできる施設ができれば非常に素晴らしいと思います。具体的に内容が見えて、何をやるかわかる事業名で取り組んでいただけてみてはいかがでしょうか。

きのうも同僚議員がお話ししましたが、今帰仁村観光協会では観光協会の立ち上げそのものは2012年、そのときには会長と事務局2人だけだったみたいです。2015年に一般社団法人へということで、2017年度は賛助会員数が70名、主幹事業として教育旅行民泊、平成29年度はおおむね1万人の宿泊者があったということです。ふるさと納税に関しましては、先ほども述べましたが、行政からの受託事業で始め、1年経過して1億6,000万円ということでした。観光協会の方がおっしゃっていましたが、やはり行政ではちょっと鈍いと、だったらどうすればいいかということで、自分たちがいろいろ発信しなければいけない、とにかく始めてみる、やってみるということから始めたそうです。そして、例えば今帰仁村を知ってもらうにはどうすればいいかということで、きのうも同僚議員が述べましたが、イベント等の開催、例えばハーフマラソンですけれども、ハーフマラソンをあえて土曜日の午後3時にスタートする、そうすれば参加者が3,500人、そのうち県外の方が600人、そうすればやっぱり宿泊しなければいけない、そういった発想が大事ではないのでしょうか。そして、そのときのイベントに対してはボランティアとして村の事業主の方々がお手伝いをする、村を挙げて取り組んでいるということです。観光協会では、観光協会のミッションである今帰仁村を世界中の人に知ってもらい、好きになってもらうことを目指して取り組んでいるということです。やはり取り組み方、意気込みが大事なのだなと感じてきました。

このようなことを参考に、企業版ふるさと納税にいたしましてももっと多く寄附をいただけるような対策を考えていかなければいけないと思いますので、今後しっかりと取り組んでいただくことをご要望申し上げまして、次の質問に移ります。

次に、空き家対策と有効利用について4点お伺いします。1点目、町の調査では平成21年、平成22年度は町全体で170軒、平成27年度は290軒とふえており、現在はもっと多くなっていると思われまます。平成27年度の6月定例会の私の一般質問、空き家対策について、町長は「平成26年度実施した調査結果の精度を高めるために、引き続き現地調査を進め、実態把握に努めてまいりたいと考えております。あわせて、直ちに利用可能な住宅の把握とその所有者の意向確認を踏まえた上で、希望される方々に対しての紹介等も試行的に取り組んでまいりたいと考

えております」と答弁されました。調査を踏まえて、その後どのような取り組みをされているのか。

2点目、定住促進を進め、人口減に歯どめをかけるため、本来であれば若者夫婦向けの住宅を新築し、安く貸し付けできればいいわけですが、予算的に厳しいものがあり、とりあえず空き家を若者向けにリフォームし、若者夫婦に安い家賃で貸し付けしてはいかがでしょうか。

3点目、都会に住んでいる人で暖かい時期だけ農業をやりながら田舎に住んでみたいという人がふえているとお聞きしておりますが、そういった人たちのために土地、畑つきの空き家をリフォームし、都会に発信してみてもはいかがでしょうか。

4点目、人口が減少し、軽米町の事業所等でも今後従業員を地元だけから確保するのが難しくなって、将来は外国人の受け入れも考えているとお聞きしています。そういった人たちのために空き家をリフォームし、住宅を安く提供してみてもどうでしょうか。

以上4点、よろしく申し上げます。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員の空き家対策と有効利用についての1つ目の平成27年度の空き家調査を踏まえて、その後どのような取り組みを行っているのかのご質問にお答えいたします。

空き家に関しましては、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月に全面施行され、所有者の適切な管理を基本としながらも、治安や環境、防災上で管理がなされていない特定空き家等につきましては、市町村が指導、勧告、命令等ができることなどが規定されております。平成27年度の調査で約290戸の空き家があることをご報告いたしました。その結果、すぐに利用可能と思われる住宅が7戸、軽微な修繕で利用可能と思われる住宅が14戸の21戸となっておりますが、そのうちの6戸の所有者は貸してもよいとの意向、残り15戸の所有者の意向は貸す意思がないとの状況となっております。空き家対策は課題も多く、利用可能な空き家への対策、倒壊や保安上危険と思われるような特定空き家への対策など、それぞれのケースにより対応策も異なることが想定されます。さらに、空き家であっても個人の財産であることから、その対応には十分注意が必要であると思われまます。そのようなことから、本年11月30日に県立大学の教授を招き、空き家対策の問題点や条例の必要性などについて共通認識を持ち、これら特定課題についての取り組み方策を探るために、町職員を対象とした政策法務研修を実施したところでございます。空き家は今後も増加の傾向が見受けられることから、継続した調査を行うとともに、危険な状態になっている空き家の対処に向けた空き家判断基準の整備や、

所有者、相続関係者に適切な管理を指導するための条例の整備などを進めてまいりたいと考えております。

2つ目の空き家を若者向けにリフォームし、若者夫婦に安い家賃で貸し付けてはどうかとの質問にお答えいたします。空き家活用のリフォームについては、町が買い取り町営住宅として貸し出す方法、所有者がリフォームして貸す方法、借りたい、取得したいという希望者がリフォームする方法が考えられます。町がリフォームし、若者夫婦に安く賃貸することに関しましても、借り手希望者のニーズの把握や多額の経費が発生すること、さらに町内でアパートや貸家などを経営している方々への利害関係等も考慮しますと、現時点での取り組みは難しいものと考えております。

3つ目の都会に住んでいる人で田舎に住んでみたいという人のためにリフォームし、発信してみてもどうかとの質問にお答えいたします。空き家の情報発信、空き家バンクの取り組みということになるかと思いますが、多くの場合、空き家の所有者から自治体に空き家を登録してもらい、自治体は利用希望者に空き家を紹介するというシステムの取り組みが多いようです。自治体は所有者と利用希望者のマッチングが中心となり、当事者間の交渉や契約、売買にかかわる所有権移転など各種の手続につきましては不動産会社や司法書士などをお願いしての工夫が必要となってきます。しかしながら、都会において田舎に住んでみたいとの希望が増加している状況であることから、今後当町におきましても空き家の情報発信について進めてまいりたいと考えております。

4つ目の人口減少で事業所等でも今後従業員を確保するのが難しくなって、将来は外国人の受け入れも考えているとお聞きしているが、その人のためにリフォームし、安い住宅を提供してはどうかとの質問にお答えします。我が国における雇用状況を見ますと、高齢化社会の中で第1次産業全般及び介護、運送業などを中心とした人手不足が深刻な状況となっています。このような中、町におきましても外国人の就業者を受け入れるような仕組みや受け入れ態勢の整備が必要となることが予想されますが、今後町内企業における外国人労働者の雇用状況とアパート、貸家の実態など、需要と供給のバランスを見据えながら、必要に応じ対策を進めてまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

○7番（茶屋 隆君） それでは、再質問いたします。

去る10月28日の岩手日報に、ふるさと納税に関し「起業、移住支援優遇へ、総務省、来年度から交付税」と掲載され、総務省はふるさと納税による寄附を起業支援、移住の促進に使う自治体へ特別交付税を配り、財政面で優遇すると発表し、

来年度、2018年度から始め、移住促進では寄附を活用して移住者向けに空き家や古民家を改修した自治体に事業の一定額を特別交付税として配分するという事です。こういった制度を大いに活用し、空き家、古民家を改修し、若者夫婦、都会に住んでいる人で田舎に住んでみたい人、事業所の従業員のための住宅として利用してみたいかでしょうか。

また、一戸町の場合、2010年に始めた子育て支援住宅は家賃の安さが魅力で、町内外から応募が相次ぎ、全52世帯の満室状態が続いているということです。町は2010年に同町一戸の雇用促進住宅40世帯を買い上げ、2015年、2017年には一戸、奥中山に戸建てを計6棟新築、町外から転入した場合、子供が2人なら最初の3年間は2LDKに月3万円で住むことができるということです。36世帯は町外からの転入者、入居者のうち18歳以下も91人、うち転入者が66人おり、一戸小、児童190人では学校規模の維持を支える役割も果たしているということです。このように安い住宅があれば、町外から来て住みたいという人があると思います。それが少しでも人口増につながるのではないのでしょうか。できれば若者夫婦向けの住宅は新築が一番いいわけですが、なかなか財政面で難しいということだと思います。そのためにも空き家の再利用を真剣に考えてみる必要があるのではないのでしょうか。空き家バンク制度、移住費補助の早期の立ち上げ、首都圏に向けた空き家情報の発信、移住促進をして、人口減に歯どめをかけるということはどうかということをお伺いします。先ほど答弁されたのは省いてよろしいですので、よろしくお願ひします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） ご提言大変ありがとうございました。若者定住の住宅は、これは急がなければならないというふうに思っております。今ある住宅も老朽化しておりますので、あわせて検討してまいりたいというふうに思っております。

また、国のいろいろな制度もウイングを広くしながら、いろいろ検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

○7番（茶屋 隆君） 最近は空き家だけでなく、所有者のわからない土地も多く出てきており、全国では九州全土ぐらいの面積があるということで、そういった対応もこれから迫られてくるのではないのでしょうか。空き家にいたしましても、今後年数がたてば古くなり、倒壊する屋敷も出てくると思います。そういったことを考えれば、早急に今後の対応に取り組まなければいけないと思いますので、空き家の対策と有

効利用とあわせて検討いただくことをご要望申し上げまして、次の質問に移ります。

それでは、最後に災害、危機管理について3点お伺いします。1点目、去る11月10日金曜日夜9時ごろから10時過ぎまで、テレビが映らなくなりました。告知放送受信機の通信ランプが点滅しており、システムの大もとのトラブルと推察されますが、原因は何であったのか。

2点目、問題なのは全家庭に影響するようなトラブルなのに、トラブルに関する案内放送が一度もなかったこと、告知放送が1時間も不通になったという問題視すべき事態なのに、たかがテレビが映らなかった程度で、大した問題ではないという認識だったのか、そうだとしたら危機意識が薄過ぎると懸念するが、いかがでしょうか。

3点目、町民に知らせる手段はほかにもあるはずですが。屋外の防災放送も不通だったのか、そうだとすればシステム上の重大な欠陥があるということになると思いますが、これが大規模災害発生時だったらどうするのか。再発しない対策はとられたのかお伺いします。

○議長（松浦 求君） 総務課長、吉岡靖君。

〔総務課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課長（吉岡 靖君） 茶屋議員の災害、危機管理についてのご質問にお答えします。

初めに、11月10日に発生いたしましたテレビとFM告知放送の通信障害につきましてお答えいたします。茶屋議員ご指摘のとおり、去る11月10日金曜日ですが、夜9時ごろから光ケーブル系の情報基盤に障害が発生し、およそ1時間にわたってテレビが受信不能という状態になりました。町民の皆様には大変ご迷惑をおかけしたところでございます。この場をおかりしましておわび申し上げます。

今回の障害につきましては、テレビ放送とFM告知放送を各ご家庭に送信するため、蓮台野地区のNTTビル内に設置している光増幅器が何らかの原因により停止したことによるものでございます。本来使用を継続することによって安定的に長く稼働するという機器でございまして、今回の事象に係る原因につきましてははいまだ確認できていないところです。今回につきましては、システムによる遠隔の操作が不能でございまして、職員がNTT等の許可を得て、NTTのビル内において物理的に機器の再起動の操作を行い、復旧させたところでございます。

次に、トラブルに関する案内放送が一度もなかったことへのご懸念についてでございますが、防災無線とFM告知放送につきましては別個のシステムで、それぞれ独立したものでありますが、システム間の連携機能により、通常の放送におきましては屋外の防災行政無線と屋内のFM告知放送で同じ内容を流すことができるようにしているものでございます。このため、防災行政無線とFM告知放送は一方のみの運用も可能となっております。先般の障害発生時にも防災行政無線での放送は

可能でありましたが、夜間の防災行政無線での放送は火災等災害の発生に限り運用しているところであり、先般の時間帯での放送はむしろ町民の皆様に混乱を招く事態が懸念されましたことから、テレビ放送の停止は重大な事案であることは十分認識していたところではございますが、防災行政無線でのお知らせは見送ることとしたものでございます。

また、災害時における防災放送についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、防災行政無線とFM告知放送につきましては別個のシステムとなっております。また、通常夜間は火災等災害発生時のみの運用としている旨ご説明申し上げましたが、災害時等における非常放送につきましては通信の時間帯を制限せず、適時的確な情報を発信することとしておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

また、今回通信障害を起こした機器につきましてはシステム上非常に重要な機器であることから、使用中のものが使用不能となった場合に備えて予備機も所持しているところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、使用を継続することによって安定した稼働が得られるという特性を持っていることもあり、自動的に切りかえるシステムにはなっていないところです。言いかえれば、初期の稼働の段階でうまく安定的に作動できるかというところに少し懸念しているところはあるものでございます。そのような運用のあり方も含めまして、機器の更新や設備の管理全般について見直しを図り、再発防止に努めてまいりたいと考えています。よろしく申し上げます。

○議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

○7番（茶屋 隆君） 今課長の説明を聞きまして、大体のことはわかったつもりです。それにいたしましても、夜間だったから連絡しなかったとおっしゃいましたけれども、それであれば次の日でもいつでも、原因とかわかったことを町民の皆さんに連絡できたはずだと思います。これからは、こういったことをすごく不安視する人もいらっしゃると思いますので、例えば役場内とかどこからか、そういった問い合わせがなかったのか、だからだと思いますけれども、やはりそういったことは聞かれなくても役場側のほうから町民に知らせていただくことをご要望申し上げまして私の質問を終わります。

○議長（松浦 求君） 総務課長、吉岡靖君。

〔総務課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課長（吉岡 靖君） ただいま茶屋議員のほうから住民に対する説明のあり方についてご提言をいただきました。しっかりと受けとめて、今後の私どもの取り組みについて参考とさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（松浦 求君） 暫時休憩をして、古舘機智男君に移りたいと思います。

午前10時43分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（松浦 求君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇12番 古舘 機智男 議員

○議長（松浦 求君） 一般質問、12番、古舘機智男君。

[12番 古舘機智男君登壇]

○12番（古舘機智男君） それでは、質問通告に従って3点について質問をいたしたい
と思います。

まず、1点目は国保の広域化と軽米町の対応について質問いたしたいと思います。
来年4月からいよいよ施行される国民健康保険の都道府県化についてであります
が、施行前のタイムスケジュールをまず明らかにしていただきたいと思
います。

2点目は、11月18日付の岩手日報で報道されましたけれども、10月に示
された国からの仮係数による本番のというか、平成30年度からの1人当たりの保
険税の試算結果が公表されております。軽米町は減額をされるという形にはなっ
ていますけれども、その試算結果ですけれども、確定的なものは1月に正式な納付金
が示されると思いますが、この試算結果ですが、減額が確定したらそれに
応じた国保税の引き下げを実施すべきと考えますが、どのように対応する
のか、答弁を求めたいと思います。また、これからも一般会計からの繰り
入れをして、重税感の強い国保税の引き下げをしていくべきで、少
なくとも国保税の引き上げは行わないと受けとめていいのか、確認
をしたいと思います。

3つ目としては、医療水準などを考慮しないで全県統一の保険税、
国保税にという方向が全体的な動きの中であるわけですが、岩手県は
当面は、5年、6年は統一しないとしていますけれども、その後も含
めて都心部との医療状況、格差は歴然とありますし、全県統一では
いろんな不公平といいますか、不具合が負担等出てくると思
いますが、町長の見解を求めたいと思います。

4つ目は、改めてですが、毎回取り上げている短期保険証の発行
のことですが、これについては納められない人ということの状況につ
いては、その家庭状況は生活が苦しくて、納めたくても納められ
ない状況にあるというのがほとんどと担当者からの報告もあ
ります。そのような納められなかった人に短期保険証を発行して、
役場に納税相談に来いと言っても、敷居が高いし、つらく苦し
い思いをさせるだけではないでしょうか。

国保制度は、医療保険の土台を支える社会保障制度の一環です。
前にも取り上げ

ていますが、短期保険証を原則発行していない盛岡市の国保加入世帯数は、平成28年度で3万7,976世帯ですが、短期保険証を発行している世帯数は5世帯、盛岡市ではそうです。それも自動的に短期保険証は送付しております。軽米町の国保世帯数は平成28年と同じように1,681世帯で、盛岡市の世帯数の22分の1ぐらいのものです。そして、短期保険証は87世帯、158人になっておりますし、そのうちの41世帯は1カ月以内ですけれども、短期保険証も未交付という状況になっております。私は、即刻短期保険証の発行を原則廃止すべきであると考えています。盛岡市の状況を見ている、原則発行しないという対応を決めたからでも、その納付率は少しずつでも改善はされています。ですから、原則短期保険証を発行しなくても収納についての大きな影響はない、また医療保険の性格上からいってもそれはやめるべきだと思いますが、少なくとも当面は来年度の広域化までには短期保険証の期間を延ばして、6カ月にすべきと考えていますが、町長の答弁を求めたいと思います。このことについては議会のたびにこれからも取り上げていきたいと思いますが、まず広域化の問題、この4点についての答弁を求めます。

○議長（松浦 求君） それでは、全般にわたって町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 古館議員の国保広域化と軽米町の対応についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の国保広域化のタイムスケジュールはとの質問にお答えいたします。国民健康保険制度は、これまで市町村が主体となって運営を担ってきておりましたが、平成27年5月の国民健康保険法の一部改正によりまして、平成30年度から都道府県が市町村とともに国保運営を行い、安定的な財政運営の中心的な役割を担うことになりました。都道府県は、県内の統一的な方針である国保運営方針の策定、市町村ごとの納付金と標準保険料率の決定を行います。これまで県では広域化に向け、ワーキンググループ会議や広域化等支援方針連携会議等を開催し、納付金の試算や国保運営方針等を検討してまいりました。11月には仮係数による市町村ごとの納付金の試算が示されたところであります。

今後県では12月末に国から確定係数の提示を受け、これに基づく納付金と標準保険料率の算定を行い、1月中に市町村へ決定通知をすることになります。町では、県からの納付金及び標準保険料率の通知を受け、平成30年度の予算編成を行うことになります。3月定例議会において予算と関係する条例改正等のご審議をお願いしたいと考えております。

2点目の仮係数による試算結果について、減額されるとの試算だが、これからも国保税の引き上げをしないと受けとめていかについて申し上げます。今回11月に示された納付金額は、平成28年度決算等に基づき試算された額でございます。

また、今後国からの本係数の提示を受けて算定されることとされております。国及び県では納付金算定に当たり、制度改正初年度である平成30年度においては被保険者への負担が多大にならないよう十分な公費の配分を行い、試算されたものでございます。また、県においては平成30年度から平成35年度までの今後6年間を目途に、基金や交付金を用いて、平成28年度と比較して県が定める一定割合以上増加した市町村に対し激変緩和措置を行い、被保険者の保険税増加抑制を図っております。また、標準保険料率は毎年度医療費の状況を見ながら示されることとされていることから、医療費が増加すれば標準保険料率も増加される仕組みとなっております。町においては、これからもより一層町民の健康増進、福祉の向上に取り組み、医療費水準引き下げに努め、保険税の負担が大きくなるようにしてまいりたいと考えております。

3点目の医療費水準など考慮しない全県統一の保険税の方向があるが、町長の見解についてお答えいたします。現在、岩手県内市町村の医療費水準については、最も医療費が高い市町村と最も低い市町村との比較において約1.6倍の開きがございます。特に沿岸部では東日本大震災津波被害における窓口一部負担金免除措置を実施していることもあり、医療費水準が高い傾向にあります。こうした状況を踏まえ、3年ごとに見直すことになっている岩手県国保運営方針において、市町村間の差異が大きいことから、保険料水準の統一の時期については医療費適正化の取り組み等による医療費水準の平準化の状況を見ながら、国保運営方針見直しの際に検討していくとの記載がございます。幸い当町は県内でも低い医療費水準となっており、その結果、納付金算定において比較的安く算定されております。都道府県によっては制度改正初年度から全県統一した保険料で制度運営するところもございますが、岩手県においてはまず医療費水準の平準化が図られることが必要とされていることから、当面は各市町村間の医療費水準をもとに納付金が算定されることと思っております。当町では今後も医療費適正化の取り組みを実施し、医療費の抑制に努め、納付金算定においても町民の負担増にならないように努めてまいりたいと考えております。

4点目の改めて短期保険証の発行の原則禁止を求めるについてお答えいたします。資格証明書については、事業の休廃止や病気など保険税を納付することができない特別な事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険税を滞納している方について、納付相談の機会を確保するために交付するものであり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うこととしておりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

なお、当町では夜間や休日の納付相談窓口を開設し、滞納者が相談しやすい環境を整えるなど相談機会の確保に努めており、保険税の納付率の向上は国民健康保険

制度の運営上極めて重要であることから、今後とも悪質な滞納者については滞納処分も含めた収納対策の厳正な実施に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 12番、古舘機智男君。

〔12番 古舘機智男君登壇〕

○12番（古舘機智男君） 再質問をいたしたいと思っております。

1つは広域化の問題です。国保の安定的な運営のためにという形で都道府県化が実施されることになりました。その前提として、全国知事会等々では都道府県に移行する場合には財政的には1兆円のお金が必要だということと言われて、安定的な運営にはという大きな要望事項としてやられてきました。しかし、実際に国からの助成が決まったのは約3,400億円という形です。前から私取り上げてきていますように、国保はこれまで国の負担金等が減額されてきた、それからまた国保加入者の中身が変化してきた中で、国保財政が非常に苦しくなっているわけです。軽米町の場合でも滞納者の問題について言えば、今は世帯の8%ぐらいになっていますけれども、全体、大きな流れを見れば10世帯に1世帯ぐらいは滞納しているという高過ぎる状況、これは町が悪いというわけではなくて、国保の制度そのものの中の問題点があると思っております。今回の国保広域化に当たっても、全国知事会が安定的な運営のために1兆円が必要だというのは、本当にそれに基づいた中での安定的な運営だと思っておりますが、実際の財政援助は3,400億円という、3分の1ぐらいになっていて、基本的に高過ぎる国保税を構造的に直すという状況には至らない状況にあるわけです。そういう意味で都道府県化については自治体の独自の課題、施策等々が消されてしまう。例えば保健医療の施策とか、それから一般会計からの繰り入れ等々も、独自の課題なんかやられなくなる広域化という形で、私どもは余り賛成できないということを書いてきたわけです。実際にもうそれは決まったことですから、本当に高過ぎる国保税が負担にならないようにというのが大きな課題になってくると思っております。

冒頭するときにも申し上げましたけれども、何回も取り上げているように、国保は第1条に書いてあるように国保法の社会保障制度の一環でもあります。そういう意味で誰もが安心して医療を受けられるようにという、納められる国保税が必要だと思っております。そういう意味で、先ほど町長が短期保険証の問題を端的に、何回も質問していますが、町長は悪質な滞納者に対して短期保険証を発行すると言っておりますが、でも実際に軽米町の滞納者は悪質な滞納者と捉えているのかどうか。先ほど質問しましたけれども、生活が困難で納めたくても納められないという状況の人たちが圧倒的であります。当然納める力を持った人が、お金を持っている人が納められないという方に対しては一定のペナルティーの必要があると思っておりますが、短期

保険証も一種のペナルティーです。そういう意味では、医療という自分が健康を守るために大事な糧となる保険証、これは何度も言っていますように、盛岡市でさえ3万世帯以上があると5件しか発行していないという状況の中で、先ほど答弁がありませんでしたけれども、少なくとも導入前には6カ月、半年ぐらいにするということは、お金はかからなくてできることでもあると思うので、改めて短期保険証の延伸といいますか、6カ月間という形、最終的には原則廃止という問題を検討していただきたいというのを改めて要望したいと思います。

あとは、医療水準の問題では、全県統一というのがなかなか本当に一番適切なものかどうかというのは、まだいろんな問題点があると思いますので、町村会長の立場がありますし、小さい自治体と同時に町村の代表として、ぜひ慎重な運営を県のほうに求めて発言していただきたいという要望も含めてしたいと思います。短期保険証については再度答弁を求めたいと思います。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 悪質な滞納者というふうな捉え方はしておりません。あくまでもそれはそういった滞納者を防止すると申しますか、そういうことで申し上げたのであって、現在滞納者をそういうふうな捉え方をしておりません。議員ご指摘のとおり、短期保険証に関しましては一時その期間を延ばした経緯もございます。そういうことで、その経緯も今見ておるところでございますし、滞納者に関しましてはいろんな相談窓口を設けながらご相談に応じておりますし、そういった中でまたその経緯を見ながら検討はしてまいりたいというふうに思っております。

また、医療費水準、これは平準化するというふうな県の方向ではございますけれども、やはり当町は非常に医療費水準を低く抑えられております。そういった点では保険料等もこれまでも低く抑えられていることでもありますし、こういったことに関しましては医療費水準はきちんと評価しながら、納付金を算定していただくような働きかけはしてまいりたいと思っております。医療費水準が低い、これは原因として診療所が近くになかったりとか、医療資源と申しますか、そういったのが不足しておって医療水準が低いというふうなこともありますので、ここら辺はきちんと評価していただきながら、医療費の納付金等の値上げにならないように働きかけていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 12番、古舘機智男君。

〔12番 古舘機智男君登壇〕

○12番（古舘機智男君） それでは、2点目の食フェスタについて質問いたしたいと思います。

食フェスタは、この前のかるまいテレビでは軽米町の三大イベントの一つだと言われていて、あとは夏まつりなんかもあるから、ホームページを見れば四大イベントみたいな形で取り上げられているようです。このことについて質問いたしたいと思います。第28回産業まつりで食の祭典と言われたときから数えると11回目に当たった今年度の食フェスタは、あいにく雨となって、参加された方から聞きますと非常に寂しい感じがしたと言っていました。私も食フェスタがハートフルに会場が移されてから余計に何か縁遠いものになったと感じています。一つのイベントをするためには、役場職員やスタッフの皆さんや協力してくれる住民や団体の皆さんの大変な労力が必要で、本当にご苦労さんだと思っています。皆さんに感謝しながらも、よりよいイベントにしたい、そういう思いで質問したいと思います。

質問の1点目ですが、食フェスタの開催の目的についてまず明確にさせていただきたいと思います。産業文化まつりから始まって、途中産業まつりという形になって、今度は食フェスタになったわけですけれども、いろんな形で目的が少し何か曖昧な部分があるのではないかと。イベントにとって一番の目的がきちんとしているというのが大事なことだと思いますので、まず明確な説明をしていただきたいと思いますし、実施要綱などありましたら、委員会のときにでも配付していただければありがたいのですが、説明をお願いいたします。

それから、2点目としてですが、通告してあるのは過去3年間の実施状況、それからイベントの内容、予算等についての報告をしていただき、そして特にこの3年間で、ハートフルに行っていることになりましてけれども、成果と反省点、そしてそれを踏まえて来年度以降の運営の改善点等々が検討されておりましたら、それを報告していただきたいと思います。

3点目は、本当にこのイベント、食フェスタが町民にとって待ち遠しい、そういうイベントに持ってくる必要があると思うのですが、2点目ともダブりますけれども、そういうための取り組みをどのように考えているのか、まずこの3点について答弁を求めたいと思います。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 古館議員の1点目の食フェスタの目的は何かとの質問にお答えいたします。

食フェスタ in かるまいは、古くから伝承されている本町の多様な食文化を紹介する食の祭典を開催し、消費者が求める農産物の生産、流通を推進するとともに、交流人口の拡大により町の活性化を図ることを目的として開催されているものでございます。

2点目の過去3年間の実施状況でございますが、本イベントは例年10月の中旬

に開催しており、開催場所につきましては役場庁舎地中熱暖房建設工事により、長年続いておりました役場駐車場からハートフル・スポーツランド特設会場に変更し、実施しております。また、平成27年度からイベント色を強め、交流人口の拡大をさらに進めていくため、町観光協会主催事業として実施しているものでございます。イベント実施費用としましては、町補助金として出演謝金や原材料費等の経費として約280万円ほどを支出し、雑穀を使った長い裏巻き寿司づくりや長い焼き鳥づくりなど体験型の催しのほか、郷土食を提供するテント村、地産地消に関するテント村などを設営、実施しております。

反省点としましては、雨天となった場合、当該施設では実施できるイベントが限られてしまうこととございます。入り込み客数としましては、例年5,000人前後で推移しておりますが、本年は台風の影響により朝から雨にたたられ、約2,000人と推計しております。今後の取り組みとしましては、本町の農産物を使用した雑穀ブランド登録商品の普及啓発を進めていくため、当該登録商品などの実演販売エリアの拡大を検討すること、開催場所につきましても天候の影響を受けにくい施設での開催の可能性について検討していただき、一人でも多くの町民の皆さんが来場され、楽しんでいただけるようなイベントとしていただきますよう、町観光協会と協議してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 12番、古舘機智男君。

〔12番 古舘機智男君登壇〕

○12番（古舘機智男君） 確認しておきますけれども、食フェスタの目的とか、実施要綱があるかどうかというのをまず1つ確認したいと思っておりますけれども。今町長が答弁されて、目的というのはホームページにも書いてありますけれども、地産地消と食にこだわったおいしい食の祭りとあります。それに交流人口の拡大を加えるという形の目的なのですが、本当に曖昧な部分が多いと私は感じます。そこに生産者の人たちも含めて、町の産業の振興の形とか、どこの人たちをターゲットにした交流人口をふやそうとしているのか、近隣なのか大都会なのかも含めて。それから、それによって食の文化というか、どのように食産業に携わっている人たち、また農家の人たちが産業に役立つ形になっているか等々が非常に曖昧な形ではないかなと私は感じているところです。

それから、裏巻き寿司、去年からは焼き鳥をやっているようです。最初は裏巻き寿司は五穀で55.9メートルということでやっていましたが、ことしは雑穀、35.9ですか、またいろいろその年によって変わってきている形ですし、またホームページでは牛肉の丸焼きと裏巻き寿司がメインだと言っておりますけれども、焼き鳥をやるという形で、一貫性も含めてですし、参加型のイベントと言っておりますけれど

も、私は感情的にもそうなのですけれども、何かああいう長いものとかというのは食を無駄にする、粗末にするというわけではないと思うのですけれども、非常に安易なイベントではないのか、そのことについて検討された経緯があるのかどうかも含めて、もう少しその目的や中身のことについて検討していくことが非常に大事ではないのかなと思います。

産業まつりの時代は、町の商店街のびっくり市なんかも一緒にやる、それから農家の野菜なんかを持ち込んで売るとか、いろんな形で幅広い町民の人たちが参加したものでした。それが場所の関係もありますけれども、町民とは遠いものになってきているのではないかなと。そのことなんか、やっぱりきちんと総括、反省をして、続けていけないといけないのではないかなと思います。卑近な例といいますか、例えば九戸村の戸田のかぼちゃ祭りがあります。あれは本当に地元の農家の人たちがつくった大きなカボチャで、費用もそんなにかからないで、集落の人たちが参加して長続きしている、そしてマスコミでも大きく取り上げて、一つの地域の近隣の人たちの楽しみの場所になっています。軽米町の場合は280万円、前年度は300万円ぐらいはかけたり、大きなお金をかけていますが、まず住民が参加して、住民が待ち遠しくなるような、参加していくという形に基本的に再検討する時期に来ているのではないかなと。特に軽米町の場合は馬検場跡地などを利用しながら、やっぱり歩いて行ける範囲での場所というのはずっと続いてきていたわけですから、そういうことも含めた再検討をしていくことが必要ではないかと思いますが、町長及び担当課の、実施要綱も含めて答弁を求めたいと思います。

○議長（松浦 求君） 産業振興課長、高田和己君。

〔産業振興課長 高田和己君登壇〕

○産業振興課長（高田和己君） ただいまの古館議員のご質問にお答えします。

実施要綱はあります。実施要綱に基づいて打ち合わせとか、いろんな手配等もしております。その中に目的も書いてございます。

それと、食フェスタの状況ですけれども、食フェスタにつきましてはミル・みる会、それから晴高どんどん市場からも参加していただいていた。特にミル・みる会のほうですけれども、生産者の方も一緒にテント村のほうで農産物を販売していただき、ことしは天気が悪かったのですが、去年の場合はもう売り切れ状態が午前中に続きまして、商品の補充が間に合わなかったような状況になっています。そういう状況を見ながら生産者の方のまた働く意欲といいますか、農産物を生産する意欲にもつながっているのではないかなと私は感じております。

それと、裏巻き寿司ですけれども、裏巻き寿司につきましては当初議員がおっしゃいましたように55.9メートルでやったのですが、去年はちょっと距離を伸ばしまして実行してみました。ただ、80メートルともなればかなり厳しい状況にな

ってございました。ことしはちょっと短くしまして35.9メートルということでやりました。焼き鳥につきましては、町内の飼料米を食べさせてつくっておりますニチレイのお肉を使いまして、去年から長い焼き鳥ということで、これもそんなに長くないのですが、ことしは7メートルを2本ということでやって、参加者の方には大変喜ばれております。また、牛肉の振る舞いにつきましては、ある程度の数ですけれども、それを無料で振る舞うことによってお客様も喜んでいて、参加する楽しみの一つではないかなと思っておりました。

イベントの内容ですけれども、毎年前年度、今の時期なのですが、ことしと同じものということではなくて、事業の内容を検証しまして、何か新しいものは1つ以上入れましょうということでそれぞれ事務局のほうで検討して、実行委員会のほうにお示ししております。そういう意味では、議員のほうには目には映らないかもわかりませんが、事務局サイドとしましては一応の形では毎年検討しまして、何か新しいもの、あるいはこれでいいのか悪いのか、そういうことを検証しながらやっていきたいと。もちろん一番大切なのは、お金がかかりますので、そのお金の面との整合性も図っていかねばだめだと思っていました。

食フェスタと商店街の活性化ということで、ちょっとご説明申し上げます。食フェスタ in かるまいは、古くから伝承されている本町の多様な食文化を紹介する食の祭典であるとともに、中心商店街のにぎわいと地域活性化を図ることを目的としまして、平成19年、第1回目開催場所は役場駐車場として実施しております。平成20年度から平成22年度までの3年間は畜産共進会との日程が重複し、開催場所の確保が困難であることなどから、仲町の物産交流館の駐車場や周辺の道路を利用して実施したところでございます。その後、出店に当たっての保健所による臨時営業許可や交通規制に係る警察署の道路使用許可の問題などから、役場駐車場に会場を戻し、平成23年から平成26年度まで4回実施してきました。平成27年度には、さきにもお話ししましたが、役場庁舎太陽光発電設備工事や地中熱暖房システム工事の施工に伴い、役場駐車場での実施ができなくなり、会場をハートフル・スポーツランド特設会場に変更実施し、現在に至っているものでございます。

ハートフル・スポーツランド特設会場は駐車場が広く完備されており、車での来場者には好評であると認識しておりますが、さきにも申しましたとおり雨天となった場合、当該施設では実施できるイベントが限られてしまうことが欠点となっております。今後におきましては、当初の目的の一つである中心商店街の活性化を考慮しながら、役場駐車場や天候の影響を受けにくい施設での開催について検討し、会場に歩いてこられる高齢者を初め、一人でも多くの町民の皆さんが来場し、楽しんでいただけるようなイベントとしていただきますよう、町観光協会と協議してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 12番、古舘機智男君。

〔12番 古舘機智男君登壇〕

○12番（古舘機智男君） それでは、3点目の質問に移りたいと思います。

非核平和宣言の町として核兵器禁止条約批准推進についてお伺いいたします。きょう12月8日は奇しくもというか、太平洋戦争が開戦されて76年、12月8日は真珠湾攻撃が、そしてそれまで中国等に侵略していましたが、さらに太平洋地域に広げた日、開戦の日です。そういう意味で戦争が76年前に始まって、日本が負けて、そして広島、長崎に原爆が落とされ、その次にはこの前視察に行った沖縄に地上戦があつて、終戦を迎えるわけで、再びそういう惨禍を繰り返さないという形で平和憲法ができたわけです。

そういう中で、今北朝鮮の核とかミサイルの問題が大きな問題にもなっていますが、ことしの国連の総会で核兵器禁止条約が圧倒的な多数の国々の賛成で採択されました。日本は唯一の戦争被爆国ですが、その会議はボイコットというか、出席しませんでした。国連の議場の日本代表が座るべき議席には折り鶴が置かれて、唯一の被爆国に対する抗議というか、寄せられています。被爆者からの怒りも広がっています。

ことしのノーベル平和賞には核兵器廃絶国際キャンペーン、ICANが選ばれました。その中には民間団体として被爆者の人たちも入った会も参加しています。核兵器禁止条約の採択に貢献したという形で、被爆者の団体の代表2人も今、今度の10日にノーベル平和賞の授賞式に招待されていますけれども、核兵器廃絶の大きな世界的な動きが起きています。

非核平和宣言の町の町長として、核兵器禁止条約の批准推進についての見解を示していただきたいというのが質問項目です。そして、町長も平和首長会議のメンバーでもあられると承知していますけれども、さらには岩手県の町村会の会長という重責も担っていますけれども、やっぱり地域の中から核兵器廃絶という声を広げていくことが非常に大事な時期に今なっているのではないかと思いますので、町長の見解と推進の方向の答弁を求めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 古舘議員の非核平和都市宣言の町長として核兵器禁止条約の批准推進の見解についてお答えを申し上げます。

日本は戦後唯一の被爆国として核なき世界の実現を掲げ、核軍縮に取り組んでまいりました。本町におきましても、昭和60年9月に非核平和宣言の町を宣言しております。さらに、世界162カ国、7,514自治体が加盟している平和首長会

議に平成27年12月に加盟しております。この平和首長会議は、原子爆弾による悲劇が二度と地球上で繰り返されることのないよう核兵器廃絶を求め、核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画を提唱し、広島、長崎市長が中心となり賛同を求め、この趣旨に賛同する自治体で構成されております。平和首長会議の行動計画である核兵器のない世界への実現と安全で活力のある都市の実現は、核兵器禁止条約と合致するものであります。

北朝鮮によるたび重なる核実験や弾道ミサイルの発射に見られるような安全保障や軍縮、不拡散体制に対する重大な挑戦に直面している現状を鑑み、私といたしましても核兵器禁止条約の批准推進につきましては賛同するものであると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 12番、古舘機智男君。

〔12番 古舘機智男君登壇〕

○12番（古舘機智男君） 力強い答弁、ありがとうございました。

これについてですが、八戸市も平和首長会議に参加はしております。そして、八戸市のホームページにはヒバクシャ国際署名という項目があります。核兵器廃絶のための署名で、山本町長も署名されたと聞いております。八戸市の場合は、ホームページにおいて市民に対し、被爆者が訴える核廃絶国際署名の周知とか署名をしやすいようにホームページ上での案内をしていることが報道されているのを見ました。軽米町のホームページ等々でも検討いただきまして、今町長も申し上げたように、こういう時期ですので、本当に核兵器の廃絶ということを町民の皆さんにも知らせ、また町広報等々でも取り上げてほしいということを要望して私の質問を終わりたいと思います。

○議長（松浦 求君） 以上をもって本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（松浦 求君） 次の本会議は、12月14日午前10時からこの場で開きます。本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午前11時45分）